

〔提供する事業の種類と目的〕

障害者自立支援法に基づくサービスの提供を行います。

当サービスのご利用にあたっては、原則として各市町村から介護給付又は支給決定を受けた方が対象となります。

生活介護



障害程度区分3以上（50歳以上の方は区分2以上）の方を対象に、主として昼間において入浴・排泄及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援、創作的活動の機会の提供その他の身体能力又は生活能力の向上を図るに必要な介護や援助をいたします。

施設入所支援



障害程度区分4以上（50歳以上の方は区分3以上）の方であって、指定障害者支援施設に入所されている方を対象に、主として夜間において入浴・排泄及び食事などの介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援をおこないます。

短期入所



障害程度区分1以上の方を対象に、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間障害者支援施設などに入所していただき、入浴・排泄及び食事などの介護、その他必要な支援をおこないます。



施設概要

施設の名称	指定障害者支援施設 雄高園 ●生活介護 (秋田県 第0510110216号) ●施設入所支援 (秋田県 第0510110216号) ●短期入所 (秋田市 第0510110216号)
施設経営主体	社会福祉法人 秋田県厚生協会
開設年月日	昭和52年12月1日
利用定員	●生活介護 80名 ●施設入所支援 80名 ●短期入所 6名
敷地面積	21,002㎡
建物面積	2,700㎡

交通案内



- バス：秋田駅→雄和市民センター→戸米川小学校前下車徒歩3分
- 車：秋田空港より乗用車 概ね10分（約7キロ）
秋田駅より乗用車で 概ね40分（約25キロ）

障害者支援施設

雄高園



ご利用あんない

社会福祉法人 秋田県厚生協会

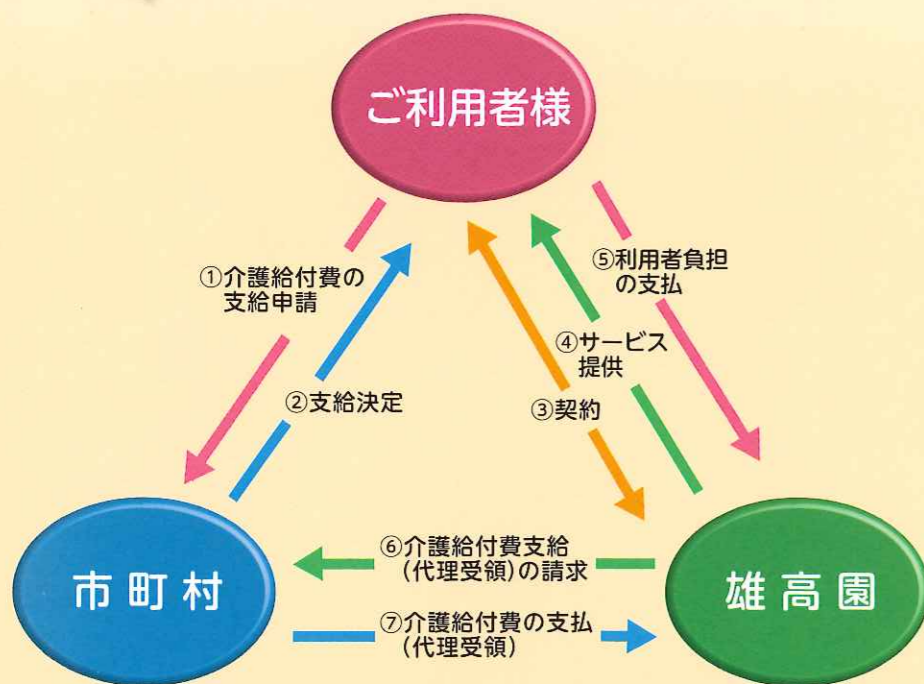
- 所在地 〒010-1232 秋田市雄和戸賀沢字金山沢89-29
- TEL 018-886-3256
- FAX 018-886-3327
- E-mail yuukouen@proof.ocn.ne.jp

基本方針

関連諸法令等を遵守し、ご利用者様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立った施設支援の提供をします。

- (1) ご利用者様一人ひとりが、より心豊かに暮らせるよう支援します。
- (2) ご利用者様の生活ニーズに合致した施設支援を計画し、自己決定に基づく自立に向けて支援します。

施設利用制度のしくみ



- 市町村の窓口にて相談を行うとともに、支給申請を行います。
- 市町村でご利用者様の状況調査を実施し支給の要否について審査し、介護給付費及び利用者負担額を決定します。
- 市町村からの受給者証の交付を受け、事業所に提示し契約する。
- 事業所と契約を結び、サービスの提供を受ける。
- ご利用者様はサービスを受けた事業所に、利用者負担額を支払う。
- 事業所は市町村へ代理受領の請求を行う。
- 事業所は市町村より介護給付費の支払を受ける。

安心とやすらぎのある生活を
スタッフ全員で支援いたします。



生活時間 (1日の流れ)



生活支援

- 適切な技術をもって、ご利用者様の心身の状況に応じて自立支援・日常生活の充実のための介護等を提供します。
- 楽しい食事の提供
- 快適な入浴
- 施設内の清潔・整頓

健康管理

- 常にご利用者様の健康状態に留意し、嘱託医他関係医療機関と連携をとってご利用者様の健康保持のための適切な支援を行います。

日中活動

- ご利用者様の身体状況等の特性を踏まえ工夫をもって、レクリエーション、クラブ活動、作業活動等の機会を提供します。また自立された生活に向けたリハビリテーションを実践していきます。